Maruken

第53回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2021年６月25日（金曜日）
午前10時（受付開始午前９時）

開催場所

東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京４階「孔雀」
※昨年と会場を変更しております。
お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第１号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）またはインターネットにより議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使期限

2021年６月24日(木曜日)
午後５時30分まで

丸紅建材リース株式会社

証券コード：9763

株主の皆様へ



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご支援・ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、第53回定時株主総会を2021年６月25日（金）に開催いたしますので、ここに招集ご通知をお届け申し上げます。

当社グループの第53期連結会計年度の業績は、進捗中の工事案件は概ね順調に推移しましたが、一部では新規着工や開発計画等の中断・延期の動きも見られ、重仮設鋼材の賃貸稼働量・販売量が前年比で減少となり、売上高は200億32百万円（前年同期比13億70百万円、6.4％減）となりましたが、営業利益は７億25百万円（同56百万円、8.4％増）、経常利益は11億89百万円（同86百万円、7.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は９億11百万円（同１億30百万円、16.7％増）と減収増益となりました。また財務面は、自己資本比率が44.5％、NET有利子負債が56億58百万円となり、中期経営計画のペース以上に財務体質が強化されたことから、配当金を期初予想の１株当たり70円から10円増配し、１株当たり80円と致しました。

この様な状況の中で、当社は中期経営計画「未来への変革と創造への挑戦」の施策である「①顧客ニーズに応えられる価値あるサービスの提供」、「②国内収益基盤整備と海外積極展開」、「③就労環境の整備と人材育成」に継続して注力して参ります。

新商品として、顧客ニーズに応えるべく開発した現場作業性等効率改善に資する高強度腹起材「マルケンタフ７」やコラム切梁材「マルケンタフ４」を実用化しました。

海外展開では、既存のタイ丸建㈱に加え、下期より中国における合弁会社「瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司」にて重仮設事業への参入を進めました。

今後も引き続き、顧客ニーズに合った新商品・新工法の開発、ＩＴ技術等を取り入れた就労環境の整備、海外事業・新規ビジネスで活躍できる人材の育成を進めて参ります。

また、当社グループでは社会的関心が高まるESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みを進め、進展するDX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れることにより、持続的な成長とステークホルダーへの貢献を目指して参ります。

第54期は、新型コロナウイルス感染症の動向は依然先行きが見通せない状況にあり今後の内外経済に与える影響が懸念されるなか、当社グループが属する建設業界においても不透明な状態でのスタートとなっております。

このような厳しい事業環境のなか、役員・従業員一同、中期経営計画の達成に向けて業務に邁進して参る所存です。

株主の皆様におかれましては、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2021年６月

代表取締役社長　幸山章司

第53回定時株主総会についてのご案内

当社は、2021年３月期の第53回定時株主総会につきまして、新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主の皆様の安全を第一に考え、下記の通り開催させていただきます。

座席の間隔を広く空けてお席をご用意いたしますので、株主総会会場にご来場の株主様におかれましては、充分なお席が確保できない可能性がございます。万が一お席がご用意できない場合、何卒ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

今後も新型コロナウイルス感染症の拡大状況にご留意いただき、本年は健康状態に関わらず、株主総会へのご来場を見合わせていただくことを含めて、ご検討くださいますようお願い申し上げます。なお、感染による影響が大きいとされるご高齢や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様におかれましては、感染の回避をご優先いただきたく、特に慎重なご判断をお願い申し上げます。

また、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面（郵送）またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げます。

※ご注意とお願い

・株主総会にご参加いただく株主様におかれましては、マスクの着用をお願い申し上げます。
・出席役員および運営スタッフにおいても、マスクを着用して対応させていただきます。
・受付にサーモカメラを設置いたしますので、株主の皆様におかれましては入場前の検温にご協力をお願い申し上げます。併せて、アルコール消毒液を設置いたしますので、入場の際にはアルコール消毒にもご協力をお願い申し上げます。
・当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合もありますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

株主の皆様におかれましては、大変ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

目次

定時株主総会招集ご通知 …… 4
株主総会参考書類

第１号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件 …… 8
第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件 …… 12

（添付書類）
事業報告
1. 企業集団の現況に関する事項 …… 13
(1) 事業の経過およびその成果 …… 13
(2) 設備投資等の状況 …… 14
(3) 対処すべき課題 …… 15
(4) 企業集団の財産および損益の状況の推移 …… 16
(5) 重要な子会社および関連会社の状況 …… 18
(6) 主要な事業内容 …… 18
(7) 主要な営業所および工場 …… 19
(8) 従業員の状況 …… 19
(9) 主要な借入先および借入額 …… 19
2. 会社の株式に関する事項 …… 20
3. 会社役員に関する事項 …… 21
4. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項 …… 24
5. 会計監査人の状況 …… 24
6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況 …… 25
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 28
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 41
監査報告書 …… 50
株式についてのご案内 …… 55

(証券コード9763)
2021年６月３日

株　主　各　位

東京都港区芝公園２丁目４番１号
丸紅建材リース株式会社
代表取締役社長　菜　山　章　司

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社第53回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年６月24日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

【書面（郵送）による議決権行使の場合】
　同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】
　当社指定の議決権行使ウェブサイト（https://soukai.mizuho-tb.co.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。
　インターネットによる議決権行使に際しましては、７頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申し上げます。

　なお、各議案に対し賛否（または棄権）のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

敬　具

記

1. 日　　時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始午前９時）
2. 場　　所　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京　４階「孔雀」
（本株主総会におきましては、昨年と会場を変更しております。ご来場の際は、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 会議の目的事項

報告事項　1. 第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以　上

●当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

●株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社のウェブサイト（https://www.mcml-maruken.com/）に掲載させていただきます。

【第53期期末配当金のお支払いについて】

当社は、2016年６月21日の株主総会決議により、剰余金の配当等の決定を取締役会で行う旨の定款規定を設けております。

この定款規定にもとづき、2021年５月14日開催の取締役会におきまして、第53期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）の期末配当金のお支払いにつき、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

１．期末配当金　　１株につき　金80円

２．効力発生日ならびに支払開始日　　2021年６月４日（金曜日）

銀行預金またはゆうちょ銀行貯金口座への振込をご指定の方は、2021年６月３日（木曜日）に「第53期期末配当金計算書」および「お振込先について」を送付申し上げますので、内容をご確認願います。

株式数比例配分方式をご指定の方は、同日に「第53期期末配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を送付申し上げますので、内容をご確認願います。

上記以外の方には、同日に「第53期期末配当金領収証」を送付申し上げますので、2021年６月４日（金曜日）から2021年７月30日（金曜日）までの間に、最寄りのゆうちょ銀行本支店および出張所ならびに郵便局で配当金をお受け取り願います。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時　2021年６月25日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時）

株主総会にご出席いただけない場合

書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限　2021年６月24日（木曜日）午後５時30分必着

インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限　2021年６月24日（木曜日）午後５時30分まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

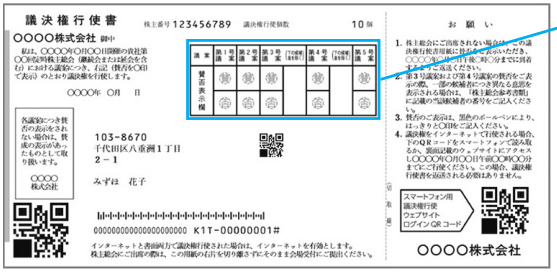

※議決権行使書はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１号議案

- 全員賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合　≫　「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合　≫　「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第２号議案

- 賛成の場合　≫　「賛」の欄に○印
- 反対する場合　≫　「否」の欄に○印

書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使期限　2021年６月24日（木曜日）午後５時30分まで

議決権行使ウェブサイト　https://soukai.mizuho-tb.co.jp/

ログインQRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

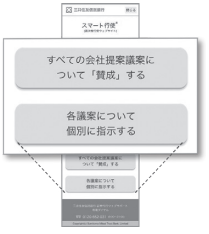

「スマート行使」での議決権行使は１回のみ。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行　証券代行部　インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

（受付時間　平日9：00～21：00）

アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

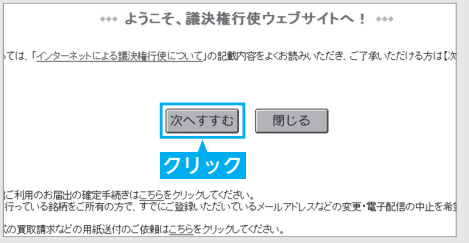

「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

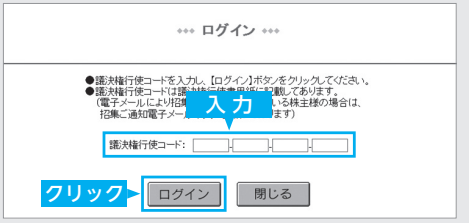

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

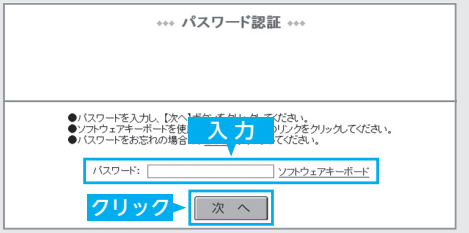

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　監査等委員でない取締役７名選任の件

現、取締役７名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員でない取締役７名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、指名・報酬諮問委員会および監査等委員会において検討がなされ、上程されております。

監査等委員でない取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	井ノ上雅弘 (1962年７月28日生)	1985年４月　丸紅㈱入社 2011年４月　同社鉄鋼製品事業部長 2011年６月　当社取締役 2013年４月　丸紅㈱金属第一部門長代行兼鉄鋼製品事業部長 2015年４月　同社鉄鋼製品事業本部長兼鉄鋼製品事業本部業務室長 2016年６月　当社取締役監査等委員 2018年４月　丸紅㈱参与 鉄鋼製品事業本部長 2019年４月　同社参与 金属本部副本部長 兼鉄鋼製品事業部長 2020年４月　当社経営管理本部副本部長 2020年６月　当社専務取締役、社長補佐、経営管理本部長、環境安全部担当役員 2021年４月　当社専務取締役、社長補佐、経営管理本部長 (現在に至る)	200株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる金属関連の業務を通じて、鉄鋼製品事業およびその事業管理について幅広い知識・経験を有しており、また長年取締役として経営に関与し当社事業を熟知していることから、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
(生　年　月　日)</th><th>略歴、地位、担当および重要な兼職の状況</th><th>所有する当社
の 株 式 数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2</td><td>清水（しみず）　茂（しげる）

(1959年12月26日生)</td><td>1982年４月　当社入社
2008年４月　当社営業本部東京本店工事部長兼工事課長
2010年４月　当社営業本部東京本店営業第一部長
2012年４月　当社営業本部福岡支店長
2016年４月　当社営業本部名古屋支店長
2018年４月　当社営業本部東京本店長
2018年６月　当社取締役、営業本部東京本店長
2020年４月　当社常務取締役、営業本部東京本店長
2021年４月　当社専務取締役、営業本部長
(現在に至る)
【重要な兼職の状況】
マルケンテックジャパン㈱代表取締役社長
丸建投資合同会社職務執行者
タイ丸建㈱取締役</td><td>1,900株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
長年にわたる重仮設営業業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>猪田（いのだ）　忠（ただし）

(1959年12月17日生)</td><td>1982年４月　当社入社
2009年４月　当社経営管理本部財経部長
2014年６月　当社取締役、経営管理本部財経部長
2015年４月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長、監査部担当役員補佐
2017年６月　当社取締役、経営管理本部副本部長、財経部長
2019年４月　当社常務取締役、経営管理本部副本部長、財経部長
2021年４月　当社常務取締役、経営管理本部副本部長、環境安全部担当役員
(現在に至る)
【重要な兼職の状況】
興信工業㈱監査役</td><td>2,200株</td></tr>
<tr><td colspan="3">＜候補者とした理由＞
長年にわたる財務・経理・管理業務を通じて、豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	中嶋 義雄 (なかしま よしお) (1959年２月４日生)	1982年４月 当社入社 2007年４月 当社技術開発部長 2008年４月 当社営業本部東京本店技術部長 2014年４月 当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長兼海外事業部長 2015年４月 当社工務統括本部長兼工事管理部長兼営業本部東京本店工事部長 2015年６月 当社取締役、工務統括本部長、工事管理部長、営業本部東京本店工事部長 2017年４月 当社取締役、工務統括本部長 2019年４月 当社常務取締役、工務統括本部長 (現在に至る)	1,400株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる技術・工事・工場の業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
5	日下部浩司 (くさかべこうじ) (1961年９月７日生)	1985年４月 当社入社 2013年10月 当社営業本部営業総括部長 2016年４月 当社営業本部営業総括部長兼工務統括本部工場管理部長 2017年４月 当社調達本部調達部長 2019年４月 当社営業本部東京本店副本店長兼市原工場長兼営業本部調達部長 2020年６月 当社取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、営業本部東京本店副本店長、調達部長 2021年４月 当社取締役、工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、営業本部副本部長、調達部長 (現在に至る) 【重要な兼職の状況】 協友リース㈱代表取締役社長	100株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる重仮設資材の調達、工場管理業務およびその統括業務を通じて、重仮設事業について豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	※新井 祐宏（あらい まさひろ） （1969年12月19日生）	1994年４月 当社入社 2017年６月 当社経営管理本部財経部副部長兼経理課長兼財務課長 2019年４月 当社経営管理本部経営企画部長 2021年４月 当社経営管理本部副本部長兼経営企画部長（現在に至る） 【重要な兼職の状況】 マルケンテックジャパン㈱監査役	0株
	＜候補者とした理由＞ 長年にわたる財務・経理および経営企画業務を通じて、豊富な知見と経験を有しており、当社の経営に有用であると判断したためであります。		
7	※中西 孝平（なかにし こうへい） （1954年11月23日生）	1977年４月 日本輸出入銀行（現㈱国際協力銀行）入行 2004年10月 同行人事部長 2007年８月 同行欧州・中東地域外事審議役 2008年10月 ㈱日本政策金融公庫国際協力銀行特別参与 2011年６月 同社国際協力銀行取締役 2012年４月 ㈱国際協力銀行取締役企画・管理部門長 2013年９月 三菱商事㈱顧問 2016年３月 ㈱SUMCO社外取締役（監査等委員） 2017年６月 ㈱池田泉州ホールディングス社外監査役（現在に至る） 2018年９月 一般財団法人海外投融資情報財団理事長（現在に至る）	0株
	＜候補者とした理由と期待される役割＞ 長年にわたる金融関連の業務を通じて、企業経営に幅広い知見と経験を有しており、商社、製造業の要職も務めております。これらの経験をもとに、当社経営に関する適切な助言・監督を遂行していただけるものと判断したためであります。		

（注１） 各候補者（７名）と当社との間には、特別の利害関係はありません。
（注２） ※印は新任候補者であります。
（注３） 中西孝平氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、中西孝平氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
（注４） 当社は、監査等委員でない取締役候補者である中西孝平氏の選任が承認された場合には、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
（注５） 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、2021年８月に同内容での更新を予定しております。

第２号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

現、監査等委員である取締役岩間耕司氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
※宮崎慶介（みやざきけいすけ） (1970年９月５日生)	1994年４月　丸紅㈱入社 2018年４月　同社鉄鋼製品事業本部鉄鋼製品事業室長 2019年４月　同社鉄鋼製品事業部部長代理兼鉄鋼製品事業室長 2020年４月　同社鉄鋼製品事業部副部長兼鉄鋼製品事業室長 2020年10月　同社鉄鋼製品事業部副部長 2021年４月　同社鉄鋼製品事業部長 (現在に至る)	0株
＜候補者とした理由と期待される役割＞ 長年にわたる金属関連の業務を通じて、鉄鋼製品事業およびその事業管理について幅広い知識・経験を有しております。これらの経験をもとに、当社取締役会において、監査・監督業務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。		

(注1)　候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
(注2)　※印は新任候補者であります。
(注3)　宮崎慶介氏は、社外取締役候補者であります。
(注4)　当社は、監査等委員である取締役候補者である宮崎慶介氏の選任が承認された場合には、法令で定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額となります。
(注5)　当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により填補することとしております。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、被保険者の保険料負担はありません。なお、既に選任されている監査等委員である取締役２名を含め、2021年８月に同内容での更新を予定しております。

以　上

添付書類

事　業　報　告（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により経済活動が抑制されるなか、企業収益や設備投資に持ち直しの動きが見られたものの、同感染症収束の目途は立たず依然として厳しい状況が続きました。

当社グループが属する建設業界におきましては、進捗中の工事案件は概ね順調に推移しましたが、一部では新規着工や開発計画等の中断・延期の動きも見られました。

このような環境下、当社グループでは生産性向上・就労環境の改善のため工場設備の更新や安全設備導入を継続して進めて参りました。また、現場作業性等効率改善に資する新商品の高強度腹起材「マルケンタフ７」やコラム切梁材「マルケンタフ４」を実用化し現場導入を始めました。海外では下期より中国における重仮設事業への参入を進めました。当連結会計年度の業績につきましては、売上高は200億32百万円（前年同期比13億70百万円、6.4％減）となりましたが、営業利益は７億25百万円（同56百万円、8.4％増）、経常利益は11億89百万円（同86百万円、7.8％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は９億11百万円（同１億30百万円、16.7％増）と減収増益となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりです。

① 重仮設事業

重仮設鋼材の賃貸稼働量・販売量が前年比で減少となり、売上高は162億48百万円（前年同期比９億19百万円、5.4％減）となりましたが、採算管理を徹底しコスト削減に努めた結果、セグメント利益は13億69百万円（同２億11百万円、18.2％増）となりました。

② 重仮設工事事業

再開発工事案件の一服により、売上高は23億90百万円（同１億85百万円、7.2％減）、セグメント利益は１億25百万円（同22百万円、15.0％減）となりました。

③ 土木・上下水道施設工事等事業

土木水道等設備工事の工事中断や進捗遅れの影響により、売上高は13億93百万円（同２億64百万円、16.0％減）、セグメント利益は18百万円（同16百万円、47.4％減）となりました。

（注）セグメント利益は、連結計算書類の営業利益と調整を行っております。

第52期（2019年４月１日～2020年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	17,167	2,576	1,657	21,402	—	21,402
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	17,167	2,576	1,657	21,402	—	21,402
セグメント利益	1,158	147	34	1,340	△ 671	669

第53期（2020年４月１日～2021年３月31日）

（単位：百万円）

	重仮設	重仮設工事	土木・上下水道施設工事等	計	調整額	連結
売上高						
(1) 外部顧客への売上高	16,248	2,390	1,393	20,032	—	20,032
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	16,248	2,390	1,393	20,032	—	20,032
セグメント利益	1,369	125	18	1,513	△ 787	725

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は２億65百万円であります。その主な内訳は全国の当社工場の設備更新投資や安全対策投資であり年間減価償却費は２億27百万円であります。

(3) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染防止策の推進や、ワクチン接種拡大の取り組みにより社会・経済活動の持ち直しの動きが期待されますが、感染症の動向は依然として不透明であり今後の内外経済に与える影響が懸念されます。建設業界においては、インフラ整備・大規模災害対策等の公共投資は堅調に推移するものと見込まれますが、民間設備投資は総じて弱含みの状況が続き、受注競争の激化が一層加速され、業界を取り巻く環境は厳しさを増していくものと予想されます。

このような状況の中で、当社グループでは現中期経営計画「未来への変革と創造への挑戦」の施策である「①顧客ニーズに応えられる価値あるサービスの提供」、「②国内収益基盤整備と海外積極展開」、「③就労環境の整備と人材育成」に継続して注力して参ります。顧客のニーズに応えるべく開発した新商品「タフシリーズ」を展開し、工種・工法のバリエーションを拡張し、現場に最適な提案と材工一式の受注活動を引き続き行っていきます。国内収益基盤整備として、生産性向上・就労環境の改善のため工場の機械化・自動化、安全設備導入を今後も実施して参ります。また海外展開として、既存のタイ丸建㈱ではパートナーとの協力関係を強化し、需要に対応して収益向上を図ります。中国においては合弁会社「瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司」にて環境に配慮した鋼製山留工法（重仮設事業）の拡充に努めて参ります。就労環境の整備と人材育成では日々進化するＩＴ技術を活用して業務改善や海外事業・新規ビジネスで活躍できる人材の育成に取り組んで参ります。

当社グループでは鋼材を繰り返し使用する環境に配慮した重仮設事業を基軸としておりますが、社会的関心が高まるESG（環境・社会・ガバナンス）への取り組みを進め、進展するDX（デジタルトランスフォーメーション）を取り入れることにより、持続的な成長とステークホルダーへの貢献を目指すものであります。

次期の連結業績予想につきましては、売上高は183億円（前期比8.6％減）、営業利益６億60百万円（同9.1％減）、経常利益10億90百万円（同8.4％減）、親会社株主に帰属する当期純利益８億５百万円（同11.7％減）を予想します。

なお、上記の連結業績予想には新型コロナウイルス感染症の影響を反映しておりません。今後感染拡大が長期化し、業績予想の修正が必要となった場合には、速やかに公表します。

(4) 企業集団の財産および損益の状況の推移

項目＼期別	第50期 2017年度	第51期 2018年度	第52期 2019年度	第53期 2020年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	21,779	21,860	21,402	20,032
経常利益 (百万円)	1,231	1,336	1,103	1,189
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	983	1,016	781	911
総資産 (百万円)	33,876	32,503	33,164	32,594
純資産 (百万円)	12,399	13,207	13,694	14,992
有利子負債 (NET・百万円)	7,203	7,099	6,745	5,658
1株当たり当期純利益 (円)	295.16	304.94	234.36	273.41
1株当たり純資産額 (円)	3,719.54	3,962.27	4,108.64	4,347.19
自己資本比率 (%)	36.6	40.6	41.3	44.5

(注) 1株当たり当期純利益は自己株式数を控除した期中平均株式数、1株当たり純資産額は自己株式数を控除した期末発行済株式数により算定しております。

【ご参考】主要財務指標の推移（連結）

■売上高

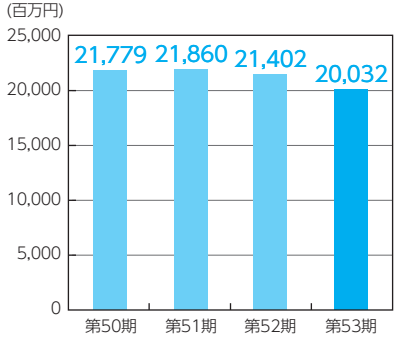

■経常利益

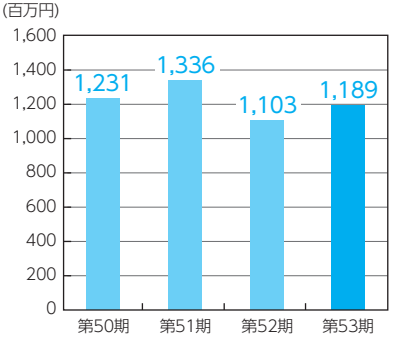

■親会社株主に帰属する当期純利益

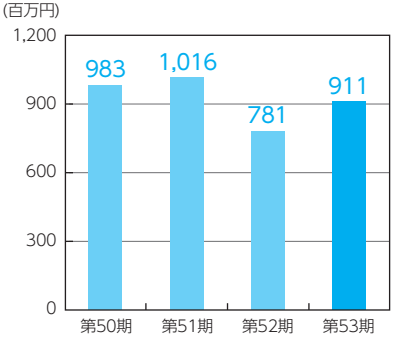

■総資産

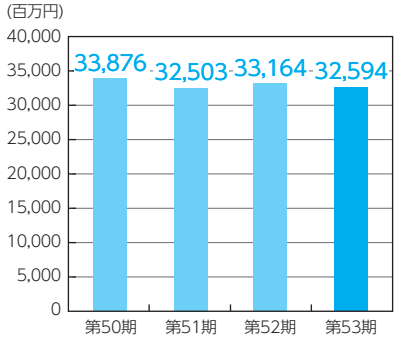

■純資産

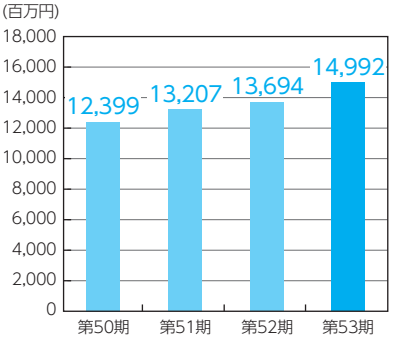

■有利子負債

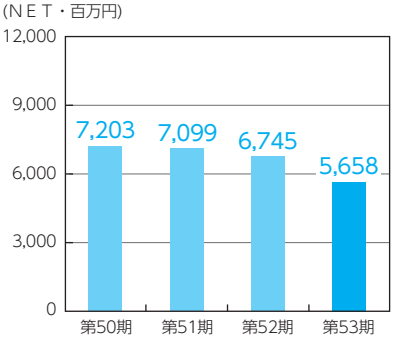

■１株当たり当期純利益

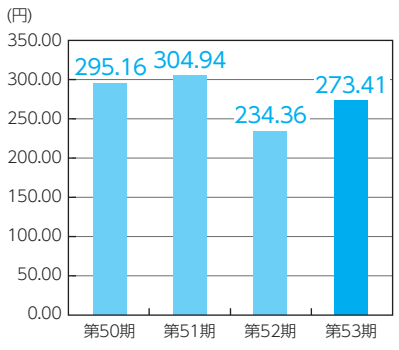

■１株当たり純資産額

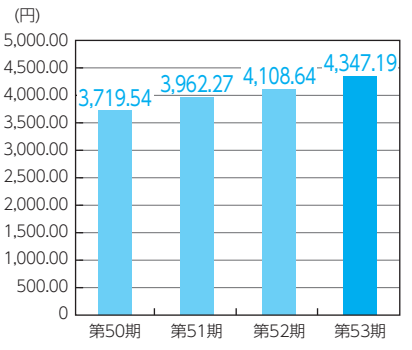

■自己資本比率

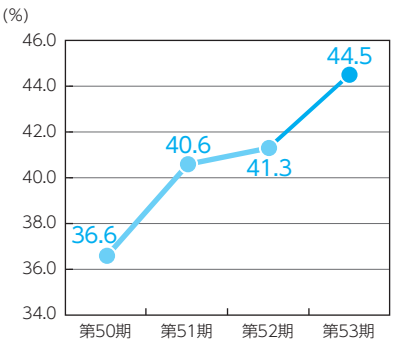

(5) 重要な子会社および関連会社の状況（2021年３月31日現在）

① 子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
興信工業株式会社	99百万円	100.0%	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事
丸建基礎工事株式会社	50百万円	100.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
丸建投資合同会社	1百万円	60.0%	瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司への出資及び同社事業の統括管理
マルケンテックジャパン株式会社	100百万円	80.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材の杭打抜・山留架設工事、地中連続壁工事等
東北工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材の修理・加工
東播工業株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材の修理・加工
九州レプロ株式会社	10百万円	100.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材の修理・加工

（注） 当社の子会社は上記７社であり、全て連結しております。

② 関連会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
協友リース株式会社	30百万円	50.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材等の賃貸・販売等
タイ丸建㈱(THAI MARUKEN CO.,LTD.)	20百万BAHT	49.0%	建設基礎工事用重仮設鋼材等の賃貸・販売・工事等
瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司	108,333千人民元	24.0%	鋼製山留工事・鋼材リース、鋼材・鋼材加工製品の販売

（注）1. 当社の関連会社は上記３社であり、全て持分法を適用しております。
2. 瑞馬丸建（安徽）工程支護科技有限公司の議決権比率は、子会社の丸建投資合同会社の同社への出資を通じた間接所有によるものであります。

(6) 主要な事業内容（2021年３月31日現在）

事業区分	事業内容
重仮設事業	建設基礎工事用重仮設鋼材（鋼矢板・H形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板）等の賃貸、販売、修理、加工等
重仮設工事事業	建設基礎工事用重仮設鋼材（鋼矢板・H形鋼・鋼製山留材・路面覆工板・鉄板）の杭打抜、山留架設工事、地中連続壁工事等
土木・上下水道施設工事等事業	土木・上下水道施設工事、建築設備工事および工場プラント工事

(7) 主要な営業所および工場（2021年３月31日現在）

① 当社

本　　社	東京都港区芝公園２丁目４番１号				
本店及び支店	東京本店	(東京都港区)			
	北関東支店	(埼玉県さいたま市)	千葉支店	(千葉県市原市)	
	横浜支店	(神奈川県横浜市)	札幌支店	(北海道札幌市)	
	東北支店	(宮城県仙台市)	名古屋支店	(愛知県名古屋市)	
	大阪支店	(大阪府大阪市)	九州支店	(福岡県福岡市)	
	沖縄支店	(沖縄県中頭郡)			
営業所	北九州営業所	(福岡県北九州市)			
工　　場	市原工場	(千葉県市原市)	成田ヤード	(千葉県成田市)	
	札幌工場	(北海道北広島市)	旭川工場	(北海道上川郡)	
	仙台ヤード	(宮城県仙台市)	稲沢工場	(愛知県稲沢市)	
	岐阜工場	(岐阜県安八郡)	東播工場	(兵庫県加古郡)	
	若松工場	(福岡県北九州市)	西原工場	(沖縄県中頭郡)	

② 子会社

興信工業株式会社	(本社：神奈川県横浜市)	東播工業株式会社	(本社：兵庫県加古郡)
丸建基礎工事株式会社	(本社：北海道北広島市)	東北工業株式会社	(本社：宮城県仙台市)
丸建投資合同会社	(本社：東京都港区)	九州レプロ株式会社	(本社：福岡県北九州市)
マルケンテックジャパン株式会社	(本社：東京都港区)		

(8) 従業員の状況（2021年３月31日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
296名	１名増

(注)　従業員数は就業人員数であります。

(9) 主要な借入先および借入額（2021年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,160 百万円
株式会社りそな銀行	1,160
株式会社常陽銀行	1,160

2. 会社の株式に関する事項（2021年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　10,000,000株

（2）発行済株式の総数　3,332,965株(自己株式96,475株を除く)

（3）株主数　2,998名

（4）大株主の状況（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
丸紅株式会社	1,167 (千株)	35.03 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	122	3.68
丸紅建材リース取引先持株会	114	3.43
明治安田生命保険相互会社	110	3.31
株式会社りそな銀行	89	2.68
青木達也	85	2.56
みずほ信託銀行株式会社	74	2.24
株式会社常陽銀行	74	2.24
株式会社みずほ銀行	65	1.96
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	56	1.68

（注1）　上記のほか当社保有の自己株式 96千株があります。
（注2）　持株比率は自己株式（96千株）を控除して計算しております。

（5）株主分布状況

① 所有者別株主数

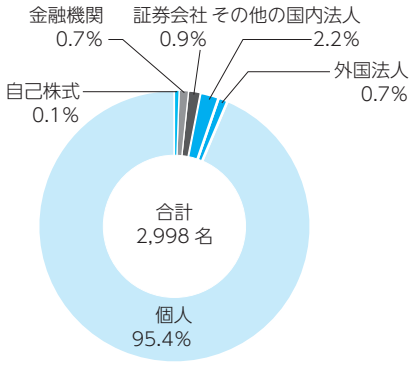

② 所有者別株式数

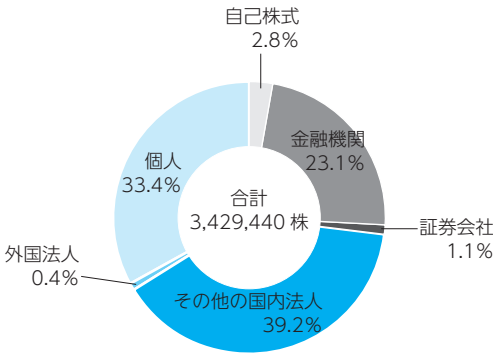

3. 会社役員に関する事項

（1）取締役の氏名等（2021年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	桒　山　章　司	—	—
専務取締役	井ノ上　雅　弘	社長補佐、経営管理本部長、環境安全部担当役員	—
常務取締役	猪　田　　忠	経営管理本部副本部長、財経部長	興信工業㈱監査役
常務取締役	中　嶋　義　雄	工務統括本部長	—
常務取締役	小　島　治　人	営業本部長	タイ丸建㈱取締役、丸建投資合同会社職務執行者
常務取締役	清　水　　茂	東京本店長	協友リース㈱代表取締役社長、マルケンテックジャパン㈱代表取締役社長
取締役	日下部　浩　司	工務統括本部副本部長、工場管理部担当役員、東京本店副本店長、調達部長	—
取締役（常勤監査等委員）	大　谷　俊　秀	—	協友リース㈱監査役
取締役（監査等委員）	岩　間　耕　司	—	丸紅㈱金属本部副本部長、鉄鋼製品事業部長、丸紅エコマテリアルズ㈱取締役
取締役（監査等委員）	樋　口　　達	—	大手門法律会計事務所代表パートナー、オルガノ㈱社外監査役、アドバンス・レジデンス投資法人執行役員

（注1）　大谷俊秀、岩間耕司、樋口達の各氏は社外取締役であります。
（注2）　取締役（常勤監査等委員）大谷俊秀氏は、長年にわたる総合商社および鉄鋼専門商社での業務を通じて、事業管理について幅広い知識・経験を有しております。
（注3）　取締役（監査等委員）岩間耕司氏は、長年にわたる金属および資源関連の業務を通じて、事業管理について幅広い知識・経験を有しております。
（注4）　取締役（監査等委員）樋口達氏は、弁護士および公認会計士の資格を有しており、法務・財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
（注5）　取締役（監査等委員）樋口達氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
（注6）　当事業年度中の取締役の異動

新　任（2020年６月25日付）	専務取締役　井ノ上雅弘、取締役　日下部浩司	
	取締役（常勤監査等委員）　大谷俊秀、取締役（監査等委員）　岩間耕司	
退　任（2020年６月25日付）	専務取締役　梶谷　誠、取締役　酒井誠司	
	取締役（常勤監査等委員）　市川久伸、取締役（監査等委員）　棚橋栄蔵	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員と、会社法第427条第１項および定款の規定により、同法第423条第１項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年２月25日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等を決議し、以下の２項目につき具体的な金額、計算方法を基準役員報酬及び役員賞与内規において定めております。

イ．役員の役位別に定めた月例の基本報酬（固定報酬）

ロ．年次利益目標の達成度合いにより算出する業績連動報酬（賞与）

当社は、2019年３月29日付取締役会決議により、社外取締役が委員の過半数となる取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会」を設置しており、限度額の変更、内規の変更については、同委員会での検討、同意を経て、しかるべく株主総会、取締役会、監査等委員会にて決議するものとしております。また、各取締役の個人別の報酬についても同委員会での検討、同意を経たうえで、取締役会、監査等委員会にて決議しており、個人別報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役報酬は、客観性、透明性を持つと同時に、会社の持続的な成長に向けたインセンティブとして機能し、株主利益と連動した適正な水準の体系および決定手続きとすることを基本方針としております。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と、賞与としての業績連動報酬により構成し、監督機能を担う非常勤取締役については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととしております。なお、賞与としての業績連動報酬の指標には、連結財務諸表の税金等調整前当期純利益の目標値を用いており、達成度合いに応じて算出された額を支給することとしております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2019年６月25日開催の第51回定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬の限度額を年額300百万円（当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は７名）、監査等委員である取締役の報酬の限度額を150百万円（当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役は３名））と決議しております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

該当事項はありません。

④　取締役の報酬等の総額等

役　員　区　分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	154百万円 (—百万円)	128百万円 (—百万円)	26百万円 (—百万円)	—百万円 (—百万円)	9名 (—名)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	25百万円 (25百万円)	22百万円 (22百万円)	3百万円 (3百万円)	—百万円 (—百万円)	5名 (5名)

（注）業績連動報酬等は、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額であります。

(4) 常勤の監査等委員の選定の有無およびその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員を除く）からの情報収集および重要な社内会議における情報収集ならびに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、大谷俊秀氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

地　位	氏　名	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
社外取締役 (常勤監査等委員)	大谷俊秀	協友リース㈱監査役	協友リース㈱は当社の関連会社であります。
社外取締役 (監査等委員)	岩間耕司	丸紅㈱金属本部副本部長、鉄鋼製品事業部長、丸紅エコマテリアルズ㈱取締役	丸紅㈱は当社の議決権の35.21%を所有する株主でありますが、それ以外に当社との取引関係はありません。
社外取締役 (監査等委員)	樋口達	大手門法律会計事務所代表パートナー、オルガノ㈱社外監査役、アドバンス・レジデンス投資法人執行役員	当社との取引関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

地　位	氏　名	取締役会等への出席状況	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	大谷俊秀	取締役会12回中12回 監査等委員会10回中10回	長年にわたる総合商社および鉄鋼専門商社での業務を通じた事業管理についての幅広い知識・経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	岩間耕司	取締役会12回中12回 監査等委員会10回中10回	長年にわたる金属および資源関連の業務を通じた事業管理についての幅広い知識・経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外取締役 (監査等委員)	樋口達	取締役会16回中16回 監査等委員会14回中14回	主に弁護士および公認会計士としての専門的見地から、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。また、同氏は指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。

③　社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

当社の社外取締役は３名であり全員が監査等委員であります。各監査等委員は、法令・定款及び監査等委員会監査等基準等に則り、会計監査人及び監査部等社内内部統制部門との緊密な連携を保ち、取締役との真摯な意思疎通、広く関係部署との情報交換を行い、取締役の職務の執行の適法性・妥当性・効率性等、及び会計事項の正確性・信頼性・公正性に関し、事業環境の変化に即応した実効ある監査等を実施しております。また、必要に応じ適切な提言・助言を行い、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に資することとしております。

4.　会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

（1）被保険者の範囲

当社取締役（非常勤含む）及び連結子会社役員

（2）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟等で取締役が悪意や重大な過失がなく敗訴した場合の訴訟費用や賠償額等の損害を当該保険契約により填補することとしております。なお、被保険者の当該保険料の負担はありません。

5.　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31百万円
当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、また実質的にも区分できないため、会計監査人に支払ったこれらの報酬の総額を記載しております。

2. 当社の監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画および報酬見積額の妥当性等を検証した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第１項の同意の判断をしております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められた場合には、監査等委員会は、監査等委員の全員の同意に基づき解任いたします。また、監査等

委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該議案を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は経営理念を以下の３項目とする。

・私達は、社会・株主に対して存在価値の高い会社を目指します。

・私達は、顧客より高い評価と信頼を受ける会社を目指します。

・私達は、厳しい中にも公正で夢と誇りを持てる会社を目指します。

これらの考え方を役員・使用人に周知・徹底させ、企業としての社会的責任を果たす。

ロ．当社はコンプライアンス委員会を設置のうえ、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス体制を確立する。また、コンプライアンス体制の一環として当社の顧問弁護士および常勤監査等委員を窓口とする内部通報制度を設け、その周知を図るとともに、社内において研修等を通じ役員・使用人のコンプライアンス意識の醸成に努める。

ハ．内部監査部門である社長直轄組織の監査部は、コンプライアンス体制についての監査を行う。

ニ．役員・使用人の職務の執行において法令違反等が生じた場合、役員については取締役会、監査等委員会において、使用人については賞罰委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

ホ．当社および当社の子会社の財務報告の信頼性の確保および金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効且つ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、その仕組みが適正に機能していることを継続的に評価し、必要に応じ是正を行う。

ヘ．当社は社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除に向け、毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断しており、そのための社内組織・体制を整えるとともに、外部専門機関との連携を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関しては、「文書管理規程」にて定める。

ロ．取締役はそれらの情報を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（リスク管理体制）

イ．取締役及び各職位にある使用人は、「職務権限規程」において明確化された業務分掌

に基づいて業務運営を行う。
ロ．取締役会は、少なくとも年に１度、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象への対応についてリスク分析を行い、対応体制をレビューする。
ハ．工場および工事現場での事故発生のリスクに備えるため、安全衛生管理委員会で全事業所の安全活動、事故発生状況と善後策を把握して安全活動施策を策定し、環境安全部はその事務局として「安全衛生管理規程」に基づき、全事業所を対象とした安全衛生管理業務を行う。
ニ．与信、情報システム等のリスクに関しては、「与信管理規程」、「情報セキュリティ対策規程」を定め、リスク管理体制の構築及び運用を行う。なお、様々な理由に起因するコンプライアンスリスクについては、コンプライアンス体制の一層の強化等によりリスク管理を行う。
ホ．地震・パンデミック等の大規模災害に備えるため、BCP（事業継続計画）のマニュアルを作成し、その対応体制を構築している。
ヘ．子会社の事業運営やリスク管理体制等に関しては、各所管部店長が助言・指導を行う。
ト．監査部は、リスク管理体制についての監査を行う。
④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
イ．会社の意思決定の効率性を確保するために、「職務権限規程」、「稟議規程」、「予算管理規程」等を定める。
ロ．取締役会を月１回以上適宜開催し、迅速な意思決定と効率的な職務執行を行う。
ハ．取締役会の決議による重要基本方針に基づき、当社の経営方針、各業務の執行方針を協議するとともに、取締役会に諮る稟議事項の事前審議を行うため、常勤取締役および社長が任命した者によって構成される経営会議を設ける。
⑤　当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ．当社は、当社および子会社をもって企業集団を形成する。これらの子会社の管理に関しては「関係会社管理規程」を制定し、内部統制システム体制を整備する。また、リスク管理体制の適用範囲には子会社も含め、グループ全体の業務の適正化を図る。
ロ．子会社については経営企画部が業務全般を統括するとともに、子会社毎に所管部店を定め適切な管理を行う。また、定期的に関係会社連絡会を開催し、その中で各子会社は業務執行状況や財務状況等を当社へ報告する。
ハ．当社コンプライアンス委員会および所管部店は子会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行う。当社の顧問弁護士および常勤監査等委員を窓口とする内部通報制度は、全ての子会社の役員・使用人が利用することができる。
ニ．監査部は、子会社について業務の適正が確保されているかについての監査を行う。
⑥　監査等委員会の職務を補助すべき使用人の業務執行を行う取締役からの独立性に関する事項

イ．監査等委員会の職務の補助は監査等委員会付（使用人）が行う。当該使用人の任命、異動および評価等の人事に関する事項の決定については、監査等委員会の同意を要する。

ロ．当該使用人の業務執行者からの独立性および監査等委員会からの指揮命令権の確保については、上述の人事権とあわせ「監査等委員会監査等基準」に定めている。なお、当該使用人は監査等委員会専従とし、その職務を補助している。

⑦　当社および子会社の取締役および使用人等が監査等委員会に報告するための体制

イ．当社および子会社の取締役および使用人は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、次の事項を遅滞なく報告する。なお、監査等委員会への報告は、原則として常勤監査等委員に対して行う。

・全社的に影響を及ぼす重要事項
・内部統制に関わる活動概要
・監査部の内部監査の結果
・重要な会計方針・会計基準およびその変更
・コンプライアンス・マニュアルに基づく報告・運用の内容

ロ．常勤監査等委員が、取締役会以外に出席すべきと判断する重要会議（コンプライアンス委員会、経営会議、全店会議、工場長会議等）について、それらに関わる役職員は事前の連絡等を周知徹底する。

ハ．内部通報制度を利用した報告者が不利益な処遇が為されることがないよう会社が保証する旨を、コンプライアンス・マニュアルにおいて定めている。

⑧　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．代表取締役社長と監査等委員会の意見交換会を定期的に開催し、経営課題・監査等委員会監査の環境整備の状況・監査上の重要課題等について意見交換を行う。

ロ．監査等委員会が、必要に応じて会計監査人・顧問弁護士等との意思疎通を十分に行える体制を確保する。

ハ．監査等委員会が職務の執行上必要と認める緊急又は臨時の費用に関しては、会社の負担とする旨を「監査等委員会監査等基準」に定めている。

ニ．監査部は、監査の方針・計画について監査等委員会と事前協議を行い内部監査実施状況および監査結果等を報告し、緊密に連携する。

ホ．総務人事部法務審査課、環境安全部および工場管理部は、それぞれ担当するリスク管理に関わる事項を常勤監査等委員に定期的に報告する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　コンプライアンス体制

当社は、経営管理本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当事業年度において２回開催している。その委員会では、役員・使用人への教育・啓蒙などの活動状況、内部通報制度の利用状況や、今後の課題等について報告・討議が行われている。

② リスク管理体制

当社は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事象へ対応するため、「与信管理規程」等の各種規程に基づき、リスク管理体制を運用している。また、当事業年度に開催した取締役会において、「当社が抱えるリスク分析」が報告されており、定期的にリスク管理体制をレビューしている。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会を月１回開催のほか、必要に応じて随時開催しており、法令および定款に定められた事項および経営上の重要な業務執行に関する事項を決議し、取締役の職務執行を監督している。なお、当事業年度は、取締役会を16回開催している。

④ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度の監査等委員会で定めた監査方針、監査計画に基づき、内部監査部門との合同監査の実施や会計監査人との意見交換を行うなど監査の実効性や効率性を確保して、監査業務を行っている。また、常勤監査等委員は、取締役会をはじめ経営会議等の重要会議に出席している。当事業年度において監査等委員会を14回開催している。

⑤ 内部監査実施体制

当社の内部監査部門である監査部は、当事業年度の期初に年間監査計画を策定し、当社およびグループ会社を対象に、法令および社内諸規程に基づき業務監査、会計監査、内部統制監査等を実施している。また、その監査結果を報告書にまとめ、業務執行取締役と常勤監査等委員に対し報告を行っている。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、まず適正な利益を確保した上で、株主の皆様への利益の還元、企業体質強化のための内部留保について最適な利益配分を行うことを基本方針としております。特に、株主の皆様への利益の還元において安定した配当を継続して行うべく努めてまいります。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年１回を基本的な方針としております。また、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

第53期の配当につきましては、期末配当として前期比10円増配し１株当たり80円、配当性向（連結）29.3%とすることを決議しました。次期第54期の配当については、安定した配当を継続して行うという基本方針に基づき１株当たり80円、配当性向（連結）33.1％を予定しています。

（注）本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（2021年3月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**19,132**	**流動負債**	**13,628**
現金及び預金	2,396	支払手形及び買掛金	5,252
受取手形及び売掛金	5,437	電子記録債務	1,264
電子記録債権	1,450	短期借入金	2,900
建設機材	8,933	1年内返済予定の長期借入金	2,230
商品	470	リース債務	35
材料貯蔵品	258	未払法人税等	188
未成工事支出金	47	未払費用	641
その他	171	未成工事受入金	17
貸倒引当金	△33	工事損失引当金	29
		賞与引当金	217
		役員賞与引当金	33
		その他	817
固定資産	**13,462**	**固定負債**	**3,973**
有形固定資産	**9,201**	長期借入金	2,925
建物及び構築物	597	リース債務	38
機械装置及び運搬具	447	繰延税金負債	40
土地	8,027	再評価に係る繰延税金負債	946
リース資産	68	退職給付に係る負債	22
その他	60	**負債合計**	**17,602**
		純資産の部	
無形固定資産	**8**	**株主資本**	**12,254**
		資本金	2,651
		資本剰余金	924
		利益剰余金	8,814
投資その他の資産	**4,251**	自己株式	△136
投資有価証券	3,990	**その他の包括利益累計額**	**2,234**
退職給付に係る資産	118	その他有価証券評価差額金	298
繰延税金資産	1	土地再評価差額金	1,975
その他	162	為替換算調整勘定	△32
貸倒引当金	△21	退職給付に係る調整累計額	△6
		非支配株主持分	**503**
資産合計	**32,594**	**純資産合計**	**14,992**
		負債及び純資産合計	**32,594**

連結損益計算書

（2020年4月1日から
2021年3月31日まで）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	20,032 百万円
売上原価		16,975
売上総利益		**3,056**
販売費及び一般管理費		2,331
営業利益		**725**
営業外収益		525
受取利息及び受取配当金	27	
持分法による投資利益	381	
貸倒引当金戻入額	32	
その他	83	
営業外費用		62
支払利息	46	
その他	15	
経常利益		**1,189**
税金等調整前当期純利益		**1,189**
法人税、住民税及び事業税	285	
法人税等調整額	2	288
当期純利益		**901**
非支配株主に帰属する当期純損失（△）		**△ 10**
親会社株主に帰属する当期純利益		**911**

連結株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,651	924	8,136	△ 136	11,576
当期変動額					
剰余金の配当			△ 233		△ 233
親会社株主に帰属する当期純利益			911		911
自己株式の取得				△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	677	△ 0	677
当期末残高	2,651	924	8,814	△ 136	12,254

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	200	1,975	△ 15	△ 42	2,118	—	13,694
当期変動額							
剰余金の配当							△ 233
親会社株主に帰属する当期純利益							911
自己株式の取得							△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97		△ 16	35	116	503	619
当期変動額合計	97	—	△ 16	35	116	503	1,297
当期末残高	298	1,975	△ 32	△ 6	2,234	503	14,992

連　結　注　記　表
連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

子会社は全て連結しており、その数は７社であります。その会社名は、興信工業㈱・丸建基礎工事㈱・丸建投資合同会社・マルケンテックジャパン㈱・東北工業㈱・東播工業㈱・九州レプロ㈱であります。

なお、丸建投資合同会社、マルケンテックジャパン㈱については、新規設立により当連結会計年度より連結子会社に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 関連会社は全て持分法を適用しており、その数は３社であります。その会社名は、協友リース㈱・タイ丸建㈱・瑞馬丸建(安徽)工程支護科技有限公司であります。

なお、瑞馬丸建(安徽)工程支護科技有限公司は、連結子会社の丸建投資合同会社が同社の第三者割当増資を引き受けたことにより、当連結会計年度より持分法を適用しております。

(2) 持分法の適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、丸建投資合同会社の決算日は３月31日、その他６社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、それぞれ同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 建設機材

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法)

④ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法)

a.商品、材料貯蔵品……総平均法

b.未成工事支出金……個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）
定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	2年～50年
機械装置及び運搬具	2年～18年
その他（工具、器具及び備品）	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法によっております。ただし、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用
均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 工事損失引当金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

③ 賞与引当金……従業員への賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 役員賞与引当金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

② その他の工事
工事完成基準

(6) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象
・ヘッジ手段…金利スワップ取引
・ヘッジ対象…借入金金利

(ハ) ヘッジ方針
デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

② 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税は税抜方式を採用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産減価償却累計額 6,452百万円

2. 保証債務

連結会社以外の会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	2百万円
タイ丸建㈱	2,556百万円※ (722百万BAHT)
計	2,559百万円

※このうち1,189百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

3. 土地の再評価

当社は、土地の再評価に関する法律（1998年３月31日公布法律第34号）に基づき、2002年３月31日に事業用の土地の再評価を行っております。

なお、再評価差額については、土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（1999年３月31日公布法律第24号）に基づき、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

(再評価の方法)

土地の再評価に関する法律施行令（1998年３月31日公布政令第119号）第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に時点修正等の合理的な調整を行って算定しております。

再評価を行った年月日	2002年３月31日
再評価を行った土地の期末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額	2,202百万円

なお、「再評価を行った土地の期末における時価」は不動産鑑定評価を基礎とし、地価公示価格の推移を勘案して時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	3,429,440	—	—	3,429,440

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2020年5月13日取締役会	普通株式	233	70	2020年3月31日	2020年6月4日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額(円)	基　準　日	効力発生日
2021年5月14日取締役会	普通株式	利益剰余金	266	80	2021年3月31日	2021年6月4日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として建設基礎工事用の重仮設鋼材の賃貸及び販売、並びに修理・加工・運送等を行うための工場等の設備投資計画に基づいて、必要な資金を金融機関からの長期借入金を中心に調達しております。短期的な運転資金については、金融機関からの短期借入金を中心に調達しており、一時的な余資は、手許流動性を確保するため短期的な現金及び預金に限定するか、または借入金の返済に充当することとしております。

なお、当社グループは、デリバティブ取引についてはデリバティブ取引管理規程を定め、リスクをヘッジする目的のみで行うこととしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、その大半の支払期日が１年以内であります。なお、当社グループは当連結会計年度末において、為替変動リスクがある外貨建ての営業債権及び営業債務は保有しておりません。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資に必要な資金調達や運転資金を目的としたものであり、借入金の返済予定日は最長で５年後であります。なお、これら営業債務や借入金及びリース債務について、流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）を認識しております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、借入金の将来の金利市場における金利上昇による変動リスクを回避することを目的とした金利スワップ取引に限定しており、ヘッジ会計を適用しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等「４.会計方針に関する事項（6）その他連結計算書類の作成のための重要な事項①ヘッジ会計の方法」を参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程である与信管理規程に基づき、営業債権について総務人事部法務審査課が全取引先の財務状態や経営成績を定期的にモニタリングしそのランク付けを行い、そのランク付けに応じた信用限度額や鋼材貸出限度、貸倒引当金繰入額を定めております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて同様の管理を行っております。また、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付けの高い国内の金融機関に限定しており、相手先の契約不履行による信用リスクはほとんどないと判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理
投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握するとともに、四半期毎に経営会議においてその取引実績を報告しております。
また、デリバティブ取引についても、社内規程であるデリバティブ取引管理規程に基づき、その取引状況を四半期毎に経営会議において報告しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社は、期初に開催される取締役会において年間の資金調達方針を審議の上決定しております。また、より効率的な資金管理を行い、キャッシュ・フロー経営を徹底するために、月次単位で資金予算を管理・更新するなど、資金予算制度の充実を図り、手許流動性を確保することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権のうち19.8%が特定の大口顧客に対するものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。((注2) を参照下さい)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,396	2,396	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,437	5,437	—
(3) 電子記録債権	1,450	1,450	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	642	642	—
資産計	9,927	9,927	—
(1) 支払手形及び買掛金	5,252	5,252	—
(2) 電子記録債務	1,264	1,264	—
(3) 短期借入金	2,900	2,900	—
(4) １年内返済予定の長期借入金	2,230	2,230	—
(5) 長期借入金	2,925	2,925	0
負債計	14,571	14,571	0

(注１) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 電子記録債権
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負　　債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金並びに (4) １年内返済予定の長期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており (③デリバティブ取引参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているもの

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額の内1年超	時価
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	400	—	(注)

(注)　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（関連会社株式を含む）	3,347

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超５年内	５年超10年内	10年超
現金及び預金	2,396	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,437	—	—	—
電子記録債権	1,450	—	—	—
合計	9,284	—	—	—

（注４）長期借入金（１年以内に返済予定の長期借入金を含む）の連結決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	１年内	１年超２年内	２年超３年内	３年超４年内	４年超５年内
長期借入金	2,230	1,025	1,100	580	220

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額　4,347円19銭
一株当たり当期純利益　273円41銭

計 算 書 類

貸 借 対 照 表

（2021年３月31日現在）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	**17,967**	**流動負債**	**13,082**
現金及び預金	1,717	支払手形	647
受取手形	767	電子記録債務	1,264
電子記録債権	1,450	買掛金	4,114
売掛金	4,233	短期借入金	2,900
建設機材	8,933	一年内返済予定の長期借入金	2,230
商品	470	リース債務	27
材料貯蔵品	258	未払費用	619
前渡金	74	未払法人税等	169
前払費用	48	前受金	577
その他	45	預り金	25
貸倒引当金	△31	工事損失引当金	29
固定資産	**11,112**	賞与引当金	215
有形固定資産	**9,018**	役員賞与引当金	30
建物	453	その他	232
構築物	142	**固定負債**	**3,923**
機械及び装置	374	長期借入金	2,925
車両運搬具	0	リース債務	26
工具、器具及び備品	58	再評価に係る繰延税金負債	946
土地	7,940	繰延税金負債	25
リース資産	49	**負債合計**	**17,006**
無形固定資産	**6**	純資産の部	
ソフトウエア	6	**株主資本**	**9,799**
電話加入権	0	**資本金**	**2,651**
投資その他の資産	**2,087**	**資本剰余金**	**924**
投資有価証券	797	資本準備金	662
関係会社株式	1,039	その他資本剰余金	262
破産更生債権等	2	**利益剰余金**	**6,360**
長期前払費用	0	その他利益剰余金	6,360
前払年金費用	110	別途積立金	1,180
その他	158	繰越利益剰余金	5,180
貸倒引当金	△21	**自己株式**	**△136**
		評価・換算差額等	**2,274**
		その他有価証券評価差額金	**298**
		土地再評価差額金	**1,975**
		純資産合計	**12,073**
資産合計	**29,080**	**負債及び純資産合計**	**29,080**

損 益 計 算 書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

科目	内訳	金額
売上高	百万円	18,190 百万円
売上原価		15,401
売上総利益		**2,788**
販売費及び一般管理費		2,171
営業利益		**617**
営業外収益		435
受取利息及び受取配当金	318	
貸倒引当金戻入額	31	
その他	85	
営業外費用		62
支払利息	47	
その他	15	
経常利益		**990**
税引前当期純利益		**990**
法人税、住民税及び事業税	252	
法人税等調整額	△ 10	242
当期純利益		**748**

株主資本等変動計算書

（2020年４月１日から
2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,651	662	262	924	1,180	4,665	5,845	△ 136	9,285
当期変動額									
剰余金の配当						△ 233	△ 233		△ 233
当期純利益						748	748		748
自己株式の取得								△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	514	514	△ 0	514
当期末残高	2,651	662	262	924	1,180	5,180	6,360	△ 136	9,799

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	200	1,975	2,176	11,461
当期変動額				
剰余金の配当				△ 233
当期純利益				748
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97		97	97
当期変動額合計	97	—	97	612
当期末残高	298	1,975	2,274	12,073

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

②その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 建設機材の評価基準及び評価方法

購入年度別、総平均法による原価から定額法による減耗費を控除した額（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(4) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

商品、材料貯蔵品……総平均法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法によっております。ただし、1998年４月１日以降に取得した建物(建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	２年～45年
構築物	２年～43年
機械及び装置	２年～18年
車両運搬具	２年～４年
工具、器具及び備品	２年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。ただし自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用……均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸 倒 引 当 金……金銭債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については過去の貸倒実績率を勘案した信用格付けに基づく引当率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 工 事 損 失 引 当 金……受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における請負工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつその金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(3) 賞 与 引 当 金……従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 役 員 賞 与 引 当 金……支給される役員賞与に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退 職 給 付 引 当 金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準)

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

(2) その他の工事
工事完成基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

・ヘッジ手段…金利スワップ取引

・ヘッジ対象…借入金金利

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規程及び取引限度等を定めた社内管理規程に基づき、金利リスクの軽減、資金調達コストの低減を目的に金利スワップ取引を行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつ、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定できるため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(3) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税は、税抜方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

1. **有形固定資産減価償却累計額** 6,092百万円
2. **関係会社に対する短期金銭債権** 417百万円
3. **関係会社に対する短期金銭債務** 184百万円
4. **保証債務**

会社等の金融機関からの借入等に対し、債務保証を行っております。

従業員（住宅資金）	2百万円
タイ丸建㈱	2,556百万円※ (722百万BAHT)
計	2,559百万円

※このうち1,189百万円は、Italian-Thai Development Public Co.,LTD.が再保証しております。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	499百万円
仕入高	580百万円
営業取引以外の取引による取引高	337百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普　通　株　式　　96,475株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）

減損損失	145百万円
賞与引当金	65百万円
関係会社株式評価損	20百万円
投資有価証券評価損	18百万円
未払事業税	12百万円
貸倒引当金	10百万円
ゴルフ会員権評価損	10百万円
工事損失引当金	9百万円
その他	24百万円
繰延税金資産小計	316百万円
評価性引当額	△ 177百万円
繰延税金資産合計	139百万円

（繰延税金負債）

前払年金費用	△ 33百万円
その他有価証券評価差額金	△ 131百万円
繰延税金負債合計	△ 165百万円
差引：繰延税金負債純額	△ 25百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科　目	期末残高
子会社	興信工業㈱	直接 100.0% 間接 —	資金の貸付 余剰資金の預り 当社役員兼任　1名 当社従業員兼任　4名 当社従業員出向　3名	資金の回収 余剰資金の預り 余剰資金の返済 利息の受取 利息の支払	200 300 300 0 0	—	—
関連会社	タイ丸建㈱	直接 49.0% 間接 —	当社からの技術指導及び銀行借入に対する債務保証 当社役員兼任　1名 当社従業員兼任　1名 当社従業員出向　3名	技術指導料 保証料の受入(注2)	29 3	未収収益	20
関連会社	協友リース㈱	直接 50.0% 間接 —	当社からの鋼材の販売及び当社への鋼材の賃貸及び販売 当社役員兼任　2名 当社従業員出向　2名	鋼材の販売 鋼材の賃借及び仕入	428 317	売掛金 未収収益 前渡金 支払手形 買掛金 未払費用	282 12 0 57 40 17

(注1) 記載金額のうち、取引金額には消費税等を含んでおりません。また、期末残高のうち協友リース㈱に係るものは消費税等を含んでおり、それ以外の会社に係るものは消費税等を含んでおりません。

(注2) タイ丸建㈱の当期中の銀行借入に対して債務保証を行ったものであり、年率0.2%の保証料を受領しております。

取引条件及び取引条件の決定方針等
鋼材の販売、賃借及び仕入については、市場価格に基づきその都度交渉の上決定しております。

一株当たり情報に関する注記

一株当たり純資産額	3,622円57銭
一株当たり当期純利益	224円47銭

監　査　報　告　書
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸紅建材リース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2021年５月11日

丸紅建材リース株式会社
　取　締　役　会　　御　中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　桐　川　　聡　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　上　西　貴　之　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、丸紅建材リース株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方針、職務分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月13日

丸紅建材リース株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　大　谷　俊　秀　㊞

監査等委員　岩　間　耕　司　㊞

監査等委員　樋　口　　達　㊞

(注) 監査等委員の大谷俊秀、岩間耕司及び樋口　達は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株式についてのご案内

事業年度	4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	6月中
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社　本店証券代行部

	証券会社等に口座をお持ちの場合	証券会社等に口座をお持ちでない場合 (特別口座の場合)
郵便物送付先	お取引の証券会社等になります。	〒168-8507　東京都杉並区和泉2-8-4 みずほ信託銀行　証券代行部
電話お問合せ先		フリーダイヤル　0120-288-324 (土・日・祝日を除く9：00～17：00)
各種手続お取扱店 (住所変更、株主配当金受取り方法の変更等)		みずほ証券 本店および全国各支店 プラネットブース（みずほ銀行内の店舗）でもお取り扱いいたします。 みずほ信託銀行 本店および全国各支店 ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。
未払配当金のお支払	みずほ信託銀行＊およびみずほ銀行の本店および全国各支店 (みずほ証券では取次のみとなります) ＊トラストラウンジではお取り扱いできませんのでご了承ください。	
ご注意	支払明細発行については、右の「特別口座の場合」の郵便物送付先・電話お問合せ先・各種手続お取扱店をご利用ください。	特別口座では、単元未満株式の買取・買増以外の株式売買はできません。証券会社等に口座を開設し、株式の振替手続を行っていただく必要があります。

単元未満株式の買増制度のご案内

当社は単元未満株式（100株未満）ご所有の株主の皆様のご便宜を図るため、「単元未満株式の買増制度」を導入しております。お手続の詳細は当社株主名簿管理人（みずほ信託銀行株式会社）へお問合せください。

メ　モ

メ　モ

メ　モ

第53回定時株主総会会場ご案内図

会　場　東京都港区芝公園２丁目５番20号
メルパルク東京
４階「孔雀」
電話（03）3433-7211（代表）

開催場所が前年と異なりますので、お間違えのないようご注意願います。

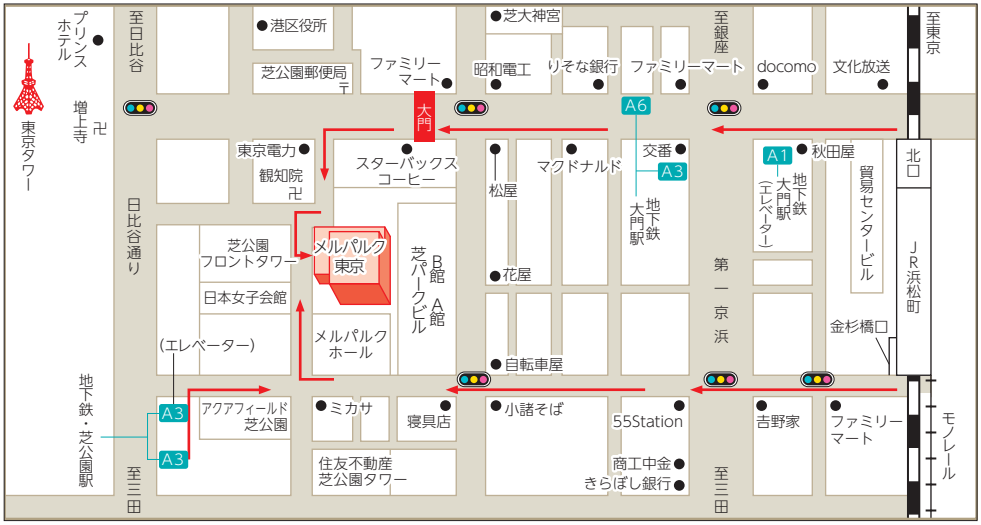

交通

ＪＲ／モノレール	「浜松町駅」北口	徒歩８分
都営三田線	「芝公園駅」Ａ３出口	徒歩２分
都営大江戸線／浅草線	「大門駅」Ａ３出口	徒歩４分

※お願い　駐車場の収容台数に限りがありますので、できる限り公共交通機関をご利用ください。

お土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

Marubeni
Construction Material
Lease

丸紅建材リース株式会社
〒105-0011　東京都港区芝公園２丁目４番１号
TEL 03-5404-8200
（URL　https://www.mcml-maruken.com/）